

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都立川市富士見町六丁目49番18号
氏 名 多摩運送株式会社
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 齋藤貢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



許可の年月日 平成27年 3月 2日
許可の有効年月日 平成32年 3月 1日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず

以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

複製厳禁

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成27年3月2日	
変更届出	平成29年11月2日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無